

第24期 第34回

定例農業委員会総会

議 事 録

令和5年4月27日

伊予市農業委員会

第24期

第34回定例農業委員会総会議事録

令和5年4月27日（木）午後1時30分から、伊予市役所において第34回定例農業委員会総会を開催する。

出席者

農業委員会委員	15名
農地利用最適化推進委員	7名
事務局	局長 次長 係長

議事日程

（議案）

第159号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく伊予市農用地利用集積計画（令和5年度第1号）の決定について	2件
第160号	農地中間管理事業実施要領第8の規定に基づく農用地利用配分計画（案）に対する意見について	2件
第161号	農地法第3条の規定による許可申請について	12件
第162号	農地法第5条の規定による許可申請について	3件
第163号	伊予農業振興地域整備計画の変更に対する意見について（農振除外）	1件
第164号	非農地判断について	1件

（報告）

第64号	農地法第18条第6項の規定による解約通知	1件
------	----------------------	----

事務局

それでは皆様ご起立をお願い致します。只今より第34回伊予市農業委員会総会を開催いたします。一同ご起立ください。

<一同、礼>

御着席下さい。

本日の開催にあたり、議席番号●●番 ●●委員、議席番号●●番 ●●委員、議席番号●●番 ●●委員、議席番号●●番 ●●委員より欠席のご連絡がございましたのでご報告させていただきます。

それでは、開会にあたりまして藤岡会長より開会挨拶並びに開会宣言を申し上げます。

～会長挨拶～

議事

議事録署名委員の指名

議長（会長）

議事に入ります前に議事録署名人の指名をしたいと思います。

「●●番 ●●委員」

「●●番 ●●委員」

よろしく願いいたします。

議案第159号

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、伊予市農用地利用集積計画（令和5年第1号）について、次のとおり農業委員会の決定を求める。

番号1については、次ページ

議案第160号

農地中間管理事業実施要領第8条の規定に基づき、農用地利用配分計画（案）について、次のとおり農業委員会の意見を求める。

番号1と関連がございますので、事務局の一括説明をお願いします。

事務局

議案第159号、議案第160号

1番

権利の設定を受ける者（借り手）宮下 ●●さん
権利を設定する者（貸し手）松山市 ●●
利用権設定地 宮下●● 畑 ●●m²
権利の種類 使用貸借権設定
契約期間 令和5年5月1日～令和15年4月30日の10年間

議案第159号が所有者が●●に貸付ける計画、160号が●●が借り受けた農地を、受け手に貸し付ける計画になります。

譲受人の経営状況は、議案説明書の1ページ2番のとおりです。
なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。

以上です。

議長

それでは、議案第159号番号1、議案第160号番号1について、地元委員さんの補足説明をお願いします。

●●委員

ご高齢により農地管理困難であったところ、借受人の農地の道中にこの農地があり、利便を考慮して今回のお話がまとまったようです。借受人は新規就農者であり、意欲に燃えていらっしゃる方です。よろしくお願いします。

議長

ありがとうございます。それでは議案第159号番号1、議案第160号番号1につきまして、委員の皆様からの御質疑はございませんでしょうか。

（質疑なし）

議長

無いようでしたら、議案第159号番号1、議案第160号番号1について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

（承認）

議長

ありがとうございます。議案第159号番号1、議案第160号番号1について承認いたします。

続いて、議案第159号番号2、議案第160号番号2につきまして、事務局の説明をお願いします。

事務局

議案第159号、議案第160号

2番

利用権の設定を受ける者（借り手） 松山市 ●●

利用権を設定する者（貸し手） 稲荷 ●●さん

利用権設定地 上吾川●● 田 ●●m²

契約期間 令和5年5月1日～令和15年4月30日の10年間

議案第160号2番の●●さんの作物が果樹となっていますが、正しくは野菜です。訂正をお願いします。

●●さんの営農計画は、議案説明書の2ページから7ページの「青年等就農計画申請書」に詳細な情報を記載しております。2ページの一番下、経営面積合計が132aになっていますが、今回の申請地以外は、利用権での貸借予定であることを補足しておきます。このあとご本人の発表内容と合わせてご審議いただけたらと思います。以上です。

議長

それでは、事務局からの説明があったように、新規就農ということでご説明いただきますが、その前に議案第159号番号2、議案第160号番号2について、地元委員さんの補足説明をお願いします。

●●委員

親子間での農地の貸借であり、今年3月に研修センターを卒業された息子さんの認定新規就農者の資格を受けるため、農地中間管理機構を通じて、この農地を貸借するものです。ご審議をお願いいたします。

議長

ありがとうございます。それでは議案第159号番号2、議案第160号番号

2につきまして、本人さんにお入りいただく前に、ご質疑があれば出していただければと思います。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、ご本人さんにお入りいただいて、今後の営農計画や新規就農に至った動機などについて発表していただきたいと思います。

それでは、2ページ以降の青年等就農計画認定申請書等に基づいて、今後の営農計画や新規就農に至った動機などについて、発表していただきたいと思います。よろしくをお願いします。

●●さん

●●です。よろしくをお願いします。就農する動機は、自分のやった仕事が収入につながる、すごく分かりやすく実感できる仕事ではないかと思ったことと、作物を作る技術が身に付くのを魅力に感じたことです。(以後、就農計画書の説明)

議長

只今、●●さんからのご発表がございましたが、皆様からご質疑があれば出していただければと思います。はい、どうぞ。

●●委員

7ページ(収支計画)の一番下の説明はどういうことでしょうか。

事務局

この記述は様式にあるもので、●●さんのことを記載しているものではありません。

●●委員

分かりました。

議長

私からもお伺いしたいのですが、当面はお一人で就農されるということですが、計画を拝見すると、レタス、えだまめ、キュウリなど、かなり手間暇がかかると思いますが、労働力の確保はどのように考えられていますか。

●●さん

ナスは時期をずらして収穫できるように考えています。

議長

そうすると当面は、収穫時期をずらしながらお一人でできる範囲を栽培していくという考えですね。

●●さん

そうですね。

議長

分かりました。それと、出荷は農協さんを通じて行う予定ですか？

仲岡歳高さん

はい。農協さんを通じて出荷をします。

議長

分かりました。はい、どうぞ。

●●委員

お父様も農業をされていらっしゃるんですか？

●●さん

はい。しております。

●●委員

ご父母も一緒に。

●●さん

はい。そうですね。

●●委員

どうしても忙しくて間に合わない時には、機械も共同で利用と書いてありますが、仕事も若干フォローいただけるということでしょうか。

●●さん

まあ。そうですね。

●●委員

はい。分かりました。

議長

他にございませんでしょうか。無いようでしたらご退席いただいて結構です。
ありがとうございました。

●●さん

ありがとうございました。

議長

あらためまして、議案第159号番号2、議案第160号番号2につきまして、
委員の皆様からの御質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、議案第159号番号2、議案第160号番号2について賛
成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。議案第159号番号1、議案第160号番号1につい
て承認いたします。

議案第161号

農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について、次のとおり農業委員
会の承認を求める。番号1について事務局の説明をお願いします。

事務局

1番

譲渡人

上三谷 ●●さん

譲受人	上三谷 ●●さん
申請地	上三谷●● 畑 ●●㎡ 同じく●● 畑 ●●㎡
権利の種類	売買による所有権移転
申請理由	(譲受人) 新規就農 (譲渡人) 農地管理困難
権利の種類	売買による所有権移転

議案第 161 号 1 番から 5 番の申請は、農地法が改正され、下限面積要件（伊予市では 30 a）が撤廃されたことにより申請できるようになった案件です。このうち、1 番～3 番は新規就農者。4 番、5 番は既に農地を所有している方が、30 a 未満での規模拡大になります。

下限面積要件はなくなりましたが、農地法第 3 条第 2 項各号に規定する農地の権利移動の制限に関する事項

- 第 1 号 効率的に営農すると認められない場合
- 第 2 号 農地所有適格法人以外の法人が取得しようとする場合
- 第 3 号 信託の引き受けにより取得しようとする場合
- 第 4 号 農作業に常時従事すると認められない場合
- 第 5 号 また貸しするおそれがある場合
- 第 6 号 周辺の営農に支障を生ずるおそれがあると認められる場合

の要件は、変更ありません。

1 番の●●さんについては、●●㎡とあまり大きくはない面積ですが、今後も農地を広げていきたい、本格的に農業に参入したいとの意向があるので、従来通りこのあと本人さんにもお越しいただいています。議案説明書の 10 ページから 11 ページの「農作業従事計画書」とご本人の発表を元にご審議いただけたらと思います。以上です。

議長

それでは、番号 1 について、地元委員さんの補足説明をお願いします。

●●委員

農地所有者がご高齢のため農地管理が行き届かず、耕作放棄地になりかかったわけですが、隣接する農地を所有する譲受人が、整備して野菜を作ろうかということになりましたので、非常に都合がよろしいのではないかと思います。ご審議よろしくをお願いします。

議長

ありがとうございます。番号1につきまして、委員の皆様からの御質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、新規就農ということで本人さんにお越しいただいておりますので、就農に至った動機や営農計画等についてご発表いただきたいと思えます。よろしくお願ひします。

●●さん

●●をやっております●●です。よろしくお願ひします。

(以後、農作業従事計画書の内容説明)

飲食店で利用する農作物の調達や、加工品の販売などによる収入を見込み、一方で、荒廃農地の解消や、将来を担う子どもたちのコミュニティづくりなど、地域に役立つ活動につなげられたらと考えています。以上です。

議長

ありがとうございます。只今●●さんから、当面の営農計画や動機、今後の目標についてご発表いただきましたが、皆さんからご質疑があれば出していただければと思ひます。はい、どうぞ。

●●委員

●●さんの発表をお聞きして、非常に夢があつて、上手くいけばいいなあと感じています。しかしながら、農業も甘いものではないので、レストランの方で700万円程の年収があるということですが、将来的に飲食店の経営を譲り、お二人が生活するための農業収入を得ようとすれば、もっと農地面積を増やして本気で営農に取り組まないといけなひ。地域課題などにも一体になつて取り組むという考えは喜ばしいことでありまひし、応援したいという気持ちでいっぱいですが、生活をしていくためにということになれば、もう少し真剣に、どれぐらひの収入が上がるのかを、農業経営拡充計画も含めてお考えにならないと、非常に厳しいのではないかと感じています。奥様もおいでるようですので、よくご相談をされて、具体的な計画を煮詰めて作物を選定する。地域活動で生活できるのであればそれは結構なことですが、なかなかそういう訳にもいけなひと思ひますから、(今後の営農に関して)慎重に考えてみてください。

議長

ありがとうございます。他にございませんでしょうか。はい、どうぞ。

●●委員

農業委員会の審議は、農地を借りる方が将来にわたって、農地として維持していくということに対して審査をする会議だと思います。農地取得の下限面積が撤廃されたときに、非常に安易と言えば失礼に当たるかもしれませんが、簡単な気持ちで農地の売買や貸借が可能になるわけですが、将来に渡って農地として維持管理できるかということについて審査、と言っても旧来の農業者でも耕作放棄している農地があるわけですから、強くは言えないわけですが、するものと考えておりますが、長きに渡って農地として維持管理できるかということについて審査するという事で間違いはないでしょうか。

議長

事務局、どうぞ。

事務局

委員おっしゃるとおりで、今後は「営農により生計を立てるための農地取得」以外の、「誰がその農地を管理してくれるのか」という点での判断を求められてくると思います。その中で、専業農家さんへの影響、農用地の中に家庭菜園的な目的で農地を取得するような場合に、周辺の営農に支障を生ずるおそれがあるかどうかの審議・判断を行っていかなければならないのではないかと考えております。以上です。

議長

他にございませんでしょうか。私の方からですが、計画書の「過去の営農経験及び耕作能力」が無いということですが、ブルーベリー、レモン、いちじく、ランチで使う夏野菜、根菜類などの栽培技術などは、今後どのように学ばれるのか、具体的な予定があればお聞かせください。

●●さん

友人に農業者がいるため、その方から教えていただく予定です。

議長

そうすると、今までは全く農業経験がなく、購入した農地で栽培を教えてください。

いながらやっていくということですね。

●●さん

はい。

議長

栽培も傍から見ると簡単に見えるものですが、いちじくやブルーベリーなどは特にしっかりと栽培管理を行わないと、虫が付き、実が成らず枯れてしまうなど、しっかりと手をかけていかないと、製品として扱うことができなくなるので、ご友人からしっかりと指導をいただいて、農産物として扱えるような栽培を行っていただきたいと思います。適正な栽培がされないということになると、農地として管理されなくなるという心配が生じますので、ぜひ農地を取得した以上は、しっかりと営農を行っていただき、収益を上げる努力をいただければと思います。

皆さんからご質疑はございませんでしょうか。無いようでしたら、ご退出いただきます。ありがとうございました。

議長

あらためまして、番号1についてご質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号1について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。番号1について承認いたします。

続いて、番号2、番号3は関連がございますので、事務局の一括説明をお願いします。

事務局

2番

譲渡人

大平 ●●さん

譲受人

上吾川 ●●さん

申請地 上吾川●● 田 ●●m²
申請理由 (譲受人) 家庭菜園
(譲渡人) 譲受人の要望
権利の種類 贈与による所有権移転

3番

譲渡人 大平 ●●さん
譲受人 上吾川 ●●さん
申請地 上吾川●● 田 ●●m²
申請理由 (譲受人) 家庭菜園
(譲渡人) 譲受人の要望
権利の種類 贈与による所有権移転

この2件の申請も下限面積要件が撤廃されたことにより申請できるようになった案件です。従来の運用であれば、新規就農者ということで、申請者にお越しいただいて営農計画等を発表してもらい質疑応答をして審議をしていました。しかし、本日は欠席されていますが、担当の●●委員から、6年前から家庭菜園として管理されていて、地元として何の問題もない、むしろ、住宅に隣接していて専業農家は誰も引き受け手のない場所だからよい話だ。家庭菜園の営農計画を説明するために本人の出席は必要かとの相談がありました。そこで、事務局と会長とで協議した結果、家庭菜園程度で、担い手の営農に支障を生じないような農地取得であって、地元委員が申請者の出席は必要ないと判断した場合には出席を求めないという運用にしてみようということになりました。

今後、家庭菜園での申請は増えてくることが予想されます。新規就農者には、総会に出席していただき営農計画を発表してもらおうという原則は変わりませんが、地元委員さんが総会への出席が必要ないのではと思われる場合は事務局へご相談ください。

なお、営農状況の説明資料は8ページの2番、3番になります。以上です。

議長

事務局の説明がありましたが、6年前に宅地を購入された際に農地を家庭菜園として管理されていたものです。下限面積の撤廃ということで、家庭菜園をされている方に贈与をするという手続きでございます。内容をご理解いただければと思います。番号2、番号3につきまして、委員の皆様からの御質疑はございませんでしょうか。はい、どうぞ。

●●委員

聞き洩らしたかもしれませんが、下限面積の廃止はどういう理由で、どこで決まったのかということと、他の市町の事例がどのようになっているのかを、分かる範囲で参考までにお聞きします。

事務局

農地法の改正に伴うもので、趣旨は、専業農家以外の多様な担い手を求めたいということになろうかと思えます。この4月1日の施行ですので、今後、事例が増えていくものと思えますが、他市町の事例の情報はありません。

●●委員

はい、分かりました。

議長

これまで、いわゆる「3反要件」があり、それが新規就農を阻害する要因になっていたとの判断からの法改正ということでございます。全国農業会議所などは、この下限面積の撤廃については反対をしたわけですが、結局は昨年度改正され、本年4月1日に施行されたものです。ご理解いただいたらと思えます。他にございませんでしょうか。はい、どうぞ。

●●委員

以前から武智市長も、このような下限面積の撤廃に関する要望を、何度もなさっていたと思えますが、この例のように住宅に隣接した場所で、家庭菜園をまじめに作っていただけるということは、とても喜ばしいことではないかと思えます。往々にして一畝二畝といった狭い農地は、つつい荒らしてしまいがちになってしまいますので、住宅地にある狭い農地に家庭菜園を作りながら住んでみたいという方が、もっと増えていただけるようになれば良いことではないかなと思っています。できるだけ農業委員会としても、法令等の取り決め事はあろうと思えますが、可能な限り便宜を図り、推進してはどうかと思えます。

議長

ありがとうございます。他にございませんでしょうか。無いようでしたら、番号2、番号3について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。番号2、番号3について承認いたします。
続いて、番号4につきまして、事務局の説明をお願いします。

事務局

4番

譲渡人	大平 ●●さん
譲受人	大平 ●●さん
申請地	大平●● 田 ●●m ²
譲受人の耕作面積	●●m ²
申請理由	(譲受人) 経営規模拡大 (譲渡人) 農地管理困難
権利の種類	売買による所有権移転

譲受人の経営状況は、議案説明書の1ページ4番のとおりです。

この案件も、下限面積が撤廃されたことにより申請が可能になった案件です。
なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。

議長

それでは、番号4について、地元委員さんの補足説明をお願いします。

●●委員

譲受人の隣地にある農地で、以前から耕作しておりましたので、状況的に変化はございません。ご審議の程よろしくをお願いします。

議長

ありがとうございます。番号4につきまして、委員の皆様からの御質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号4について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。番号4について承認いたします。
続いて、番号5につきまして、事務局の説明をお願いします。

事務局

5番

譲渡人	伊予郡松前町 ●●さん
譲受人	本郡 ●●さん
申請地	本郡●● 田 ●●m ²
譲受人の耕作面積	●●m ²
申請理由	(譲受人) 経営規模拡大 (譲渡人) 資産処分
権利の種類	売買による所有権移転

譲受人の経営状況は、議案説明書の8ページ5番のとおりです。

この案件も、下限面積が撤廃されたことにより申請が可能になった案件です。
なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。

議長

それでは、番号5について、地元委員さんの補足説明をお願いします。

●●委員

以前より、譲受人がこの農地を管理されてきました。特に問題ありません。ご審議の程よろしくをお願いします。

議長

ありがとうございます。番号5につきまして、委員の皆様からの御質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号5について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。番号5について承認いたします。
続いて、番号6につきまして、事務局の説明をお願いします。

事務局

6番

譲渡人	伊予郡松前町 ●●さん
譲受人	本郡 ●●さん
申請地	本郡●● 田 ●●m ²
譲受人の耕作面積	●●m ²
申請理由	(譲受人) 経営規模拡大 (譲渡人) 資産処分
権利の種類	売買による所有権移転

譲受人の経営状況は、議案説明書の9ページ6番のとおりです。

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。

議長

それでは、番号6について、地元委員さんの補足説明をお願いします。

●●委員

譲受人が以前から管理されていた農地で、定年退職を機に経営規模拡大することによって今回の話がまとまったようです。ご審議の程よろしくをお願いします。

議長

ありがとうございます。番号6につきまして、委員の皆様からの御質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号6について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。番号6について承認いたします。
続いて、番号7につきまして、事務局の説明をお願いします。

事務局

7番

譲渡人	埼玉県 ●●さん
譲受人	八倉 ●●さん
申請地	八倉●● 畑 ●●m ² 同じく●● 畑 ●●m ²
譲受人の耕作面積	●●m ²
申請理由	(譲受人) 経営規模拡大 (譲渡人) 農地管理困難
権利の種類	売買による所有権移転

譲受人の経営状況は、議案説明書の9ページ7番のとおりです。

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。

以上です。

議長

それでは、番号7について、地元委員さんの補足説明をお願いします。

●●委員

双方、御兄弟の関係でございますが、譲渡人が農地管理困難ということで、今のうちに現在管理している兄に譲渡するというものです。特に問題ないと思います。ご審議の程よろしくをお願いします。

議長

ありがとうございます。番号7につきまして、委員の皆様からの御質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号7について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。番号7について承認いたします。
続いて、番号8につきまして、事務局の説明をお願いします。

事務局

8番

貸出人	宮下 ●●さん
借受人	宮下 ●●さん
申請地	宮下●● 畑 ●●m ²
譲受人の耕作面積	●●m ²
申請理由	(譲受人) 経営継承 (譲渡人) 農地管理困難
権利の種類	贈与による所有権移転

譲受人の営農計画は、議案説明書の9ページ8番のとおりです。

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。

以上です。

議長

それでは、番号8について、地元委員さんの補足説明をお願いします。

●●委員

事務局の説明のとおりでございます。問題ございません。よろしくお願ひします。

議長

ありがとうございます。番号8につきまして、委員の皆様からの御質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号8について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。番号8について承認いたします。
続いて、番号9につきまして、事務局の説明をお願いします。

事務局

9番

譲渡人	松山市 ●●さん
譲受人	松山市 ●●さん
申請地	上野●● 田 ●●m ² 上野●● 田 ●●m ²
譲受人の耕作面積	●●m ²
申請理由	(譲受人) 経営規模拡大 (譲渡人) 農地管理困難
権利の種類	売買による所有権移転

譲受人の経営状況は、議案説明書の9ページ9番のとおりです。

農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。

なお、●●委員が欠席でございますが、意見を伺っております。

譲渡人が農地管理困難により買い手を探している中で、今回の譲受人は2年前から上野で農地を取得し、この2年間、問題なく水田を耕作されていることもあり、今回の売買も問題ないとのことでした。以上です。

議長

ありがとうございます。番号9につきまして、委員の皆様からの御質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いうでしたら、番号9について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。番号9について承認いたします。

続いて、番号10につきまして、事務局の説明をお願いします。

事務局

10番

譲渡人	下三谷 ●●さん
譲受人	下三谷 ●●さん
申請地	下三谷●● 畑 ●●m ²
譲受人の耕作面積	●●m ²
申請理由	(譲受人) 経営規模拡大 (譲渡人) 農地管理困難
権利の種類	贈与による所有権移転

譲受人の経営状況は、議案説明書の9ページ10番のとおりです。

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。

議長

それでは、番号10について、地元委員さんの補足説明をお願いします。

●●委員

お二人は従弟の関係にあります。畑は自宅のすぐ横にあり、管理上、特段の問題はありません。ご検討の程よろしくをお願いします。

議長

ありがとうございます。番号10につきまして、委員の皆様からの御質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号10について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。番号10について承認いたします。

続いて、番号11につきまして、事務局の説明をお願いします。

事務局

11番

譲渡人	双海町 ●●さん
譲受人	松山市 ●●さん
申請地	双海町●● 畑 ●●m ² 同じく●● 畑 ●●m ² 同じく●● 畑 ●●m ²
譲受人の耕作面積	●●m ²
申請理由	(譲受人) 経営規模拡大 (譲渡人) 耕作困難
権利の種類	売買による所有権移転

譲受人の経営状況は、議案説明書の9ページ11番のとおりです。

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。

議長

それでは、番号11について、地元委員さんの補足説明をお願いします。

●●委員

譲受人は、双海町大久保に別荘を建てており、自宅と別荘地を行き来しながら生活されています。譲渡人はご高齢でご病気もあることから耕作困難ということですが、他にも農地管理困難となった農地を譲受人が購入しておりますが、いずれも適切に管理されており、特段問題はないかと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

議長

ありがとうございます。番号11につきまして、委員の皆様からの御質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号11について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。番号11について承認いたします。

続いて、番号12につきましては、●●委員さんが利害関係者となりますので、退席をお願いします。

(退席)

番号12につきまして事務局の説明をお願いします。

事務局

12番

譲渡人	大平 ●●さん
譲受人	大平 ●●さん
申請地	大平●● 田 ●●m ²
譲受人の耕作面積	●●m ²
申請理由	(譲受人) 経営規模拡大 (譲渡人) 農地管理困難
権利の種類	売買による所有権移転

譲受人の経営状況は、議案説明書の9ページ11番のとおりです。

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。

(担当委員からの意見)

本日欠席の●●委員から、意見をお預かりしていますので代読させていただきます。●●さんが、以前から耕作していたところを所有する話ですから何の問題もありません。

議長

ありがとうございます。番号12につきまして、委員の皆様からの御質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号12について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。番号12について承認いたします。●●委員は入場してください。

(●●委員 入場・着席)

議案第162号

農地法第5条第1項の規定による許可申請について、次のとおり愛媛県知事に進達したいから農業委員会の意見を求める。番号1について事務局の説明をお願いします。

事務局

番号1

譲渡人は 下吾川 ●●さん。

譲受人は、松山市西垣生町 ●●

土地所在地は、下吾川●●

登記地目及び面積は、田で、●●㎡

転用目的は、薬局です。

議案説明書は12ページ上段を、申請地説明図は2ページから4ページをご覧ください。

今回の転用申請に至った理由でございますが、現在、伊予市米湊にある伊予診療所が、今回の申請地の隣地に移転することに伴い、受診者へ医薬品を処方するための薬局が必要となり、近隣に薬局がないことから今回申請に至ったものです。申請地は下吾川に位置する市街化調整区域であるものの、市街化が見込まれる区域にあり、鉄道駅から500m以内にある第2種農地と判断され、周辺農地に係る営農条件等に支障を及ぼすおそれが無いと考えられます。

以上でございます。ご審議の程、よろしく申し上げます。

議長

それでは、番号1について、地元委員さんの補足説明をお願いします。

事務局

本日、急遽ご欠席ということですが、現地確認の上で、特に問題ないとのご意見を頂戴しておりますのでご報告いたします。

議長

それでは番号1につきまして、委員の皆様からの御質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号1について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。番号1について承認いたします。
続いて、番号2につきまして、事務局の説明をお願いします。

事務局

番号2

譲渡人は 松山市北斎院町 ●●さん、内子町 ●●さん

譲受人は、米湊 ●●

土地所在地は、本郡●●

登記地目及び面積は、田で、●●㎡

転用目的は、土木資材置場及び重機置場です。

議案説明書は12ページ中段を、申請地説明図は5ページから7ページをご覧ください。

今回の転用申請に至った理由でございますが、土木建設業を営む譲受人が、公共工事の受注増加に伴い資機材置場が不足し、適地を探していたところ、既に資機材置場として利用している場所に隣接する農地を取得する目途が立ったため、当該申請地を土木資材置場及び重機置場とすべく、今回申請に至ったものです。

申請地は本郡に位置する市街化調整区域であるものの、事業所等が連たんする区域にある、ここで訂正です。議案説明書には第3種農地とありますが、第2種農地の誤りですので訂正をお願いいたします。失礼いたしました。第2種農

地と判断され、周辺農地に係る営農条件等に支障を及ぼすおそれが無いと考えられます。以上でございます。ご審議の程、よろしく申し上げます。

議長

それでは、番号2について、地元委員さんの補足説明をお願いします。

●●委員

譲渡人の母親が耕作している農地でしたが、ご高齢で今後は耕作しないとのことで、隣接する泉建設の資材置場として使用することになったようです。ご審議の程よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。番号2につきまして、委員の皆様からの御質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号2について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。番号2について承認いたします。
続いて、番号3につきまして、事務局の説明をお願いします。

事務局

番号3

譲渡人は 双海町高野川 ●●さん。

譲受人は、砥部町 ●●

土地所在地は、双海町高野川●●

登記地目及び面積は、樹園地で、●●㎡ そのうち転用面積は●●㎡

転用目的は、保養所です。

議案説明書は12ページ下段を、申請地説明図は8ページから10ページをご覧ください。

今回の転用申請に至った理由でございますが、建築設計・施工業を営む譲受人（借受）が、テレワークを中心とした業務においても円滑な業務を遂行するため、自社社員の交流促進等を目的に開設する保養所を建設するために申請に至ったものであります。

申請地は双海町高野川に位置し、住宅等が練たんしている区域にあり、鉄道駅から300m以内にある第3種農地と判断され、周辺農地に係る営農条件等に支障を及ぼすおそれが無いと考えられます。

以上でございます。ご審議の程、よろしく申し上げます。

議長

それでは、番号3について、地元委員さんの補足説明をお願いします。

●●委員

譲渡人はご高齢で、息子さんも病気により農地管理困難ということで、現地確認を行い、耕作放棄を防ぐためにも今回の保養所としての利用については問題ないと思っております。よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。番号3につきまして、委員の皆様からの御質疑はございませんでしょうか。

（質疑なし）

議長

無いようでしたら、番号3について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

（承認）

議長

ありがとうございます。番号3について承認いたします。

議案第163号

伊予農業振興地域整備計画の変更に対する意見について、農振農用地から除外の申出があったので、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定に基づき農業委員会の意見を求める。事務局の説明をお願いします。

事務局

番号1

申出人及び土地所有者は、双海町上灘 ●●さん。

土地所在地は、双海町上灘●●他11筆。

登記地目及び面積は、田及び畑で、合計●●㎡

計画変更目的は、植林です。

議案説明書は13ページを、申請地説明図は11ページから19ページをご覧ください。

今回の申出に至った理由でございますが、申出人が先代から受け継ぎ、昭和40年頃から果樹栽培及び稲作を営んでいたものの、高齢により規模を縮小するため、平成15年頃から徐々に植林を行ったものですが、これが、転用許可申請が必要であったにもかかわらず、認識不足から転用手続きが行われず、現在になって申出人が法令違反であることを認識したため、その解消に向けて申出を行ったものです。

法令違反に対する反省とともに始末書の提出があり、また、転用目的が既に具体化していることを踏まえ、個別除外による対応は止むを得ないものと判断されます。また、農振計画の変更に係る農振法第13条第2項の規定に基づく各要件を確認済です。

なお、●●推進委員さんからは、現地確認の結果、特に問題ないとのご意見を頂戴しております。以上でございます。ご審議の程、よろしく申し上げます。

議長

議案第163号につきまして、委員の皆様からの御質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、議案第163号について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。議案第163号について承認いたします。

議案第164号

農地以外の目的に供する土地に係る農地法の適用を受けない旨の判断について、次のとおり農業委員会の承認を求める。事務局の説明をお願いします。

事務局

申出人及び土地所有者は、双海町高野川 ●●さん

土地所在地は、双海町高野川●●他15筆、及び双海町上灘●●

登記地目及び面積は、田及び畑で、合計●●㎡

非農地判断を求めるものです。

議案説明書は14ページを、申請地説明図は20ページから23ページをご覧ください。

今回の非農地判断の理由でございますが、約30年前から周辺地域で植林がなされ、当該申請地での同様に杉や檜の植林が行われたものですが、現在は山林の様相を呈しており、農地法第30条第1項に基づく農地利用状況調査においても、再生利用困難農地と判断されていることから、今回、申出に基づき非農地の判断を行うものでございます。以上でございます。ご審議の程、よろしく申し上げます。

議長

それでは、議案第164号について、地元委員さんの補足説明をお願いします。

●●委員

農地パトロールの時に既に確認しておりますが、今後、農地として利用することは困難と判断しております。よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。議案第164号につきまして、委員の皆様からの御質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、議案第164号について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。議案第164号について承認いたします。

報告第64号

農地法第18条第6項の規定による解約通知書を受理したので、次のとおり報告する。事務局の説明をお願いします。

事務局

1番

貸出人	宮下 ●●さん
借受人	宮下 ●●さん
届出地	宮下●● 田 ●●m ² 同じく●● 田 ●●8 m ²
解約事由	双方合意
権利の種類等	基盤法 賃借権設定

議長

ありがとうございます。報告第64号につきまして、委員の皆様からの御質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、報告事項ですので次に移ります。

その他

それでは、その他事項について事務局よりお願いします。

事務局

活動記録簿の提出ありがとうございました。全員分が出揃い集計が終わりましたので、5月22日振り込みで手続きを進めております。

今年度も引き続き、交付金を活用した、実績報酬を支給予定です。今期で退任される方は、4カ月分が対象になりますので、活動記録簿の提出をお願いいたします。

合わせて、今期で退任される方は、次期委員さんにしっかりと引き継いでいただけたらと思います。よろしく申し上げます。

議長

この件についてご質問はございませんでしょうか。

無ければ、次回は5月29日（月曜日）午後1時30分より、伊予市役所で開催します。

次回の議事録署名人については、

「●●番 ●●委員」

「●●番 ●●委員」

を予定しておりますので、併せて、宜しくお願い致します。

以上をもちまして、第34回 伊予市農業委員会総会の閉会を宣言致します。

事務局

藤岡会長におかれましては、適切な議事進行ありがとうございました。また、委員の皆様におかれましては、慎重なご審議ありがとうございました。

(午後2時56分 閉会)

年 月 日

議 長

議事録署名人
